

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

○介護給付費請求事務等に関する緊急連絡体制について

(合計 本紙含め2枚)

vol. 72

平成12年5月1日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく  
お願いいたします。

事務連絡  
平成12年5月1日

各都道府県介護保険主管課（室）担当官 殿

厚生省老人保健福祉局老人保健課  
介護保険課

### 介護給付費請求事務等に関する緊急連絡体制について

介護給付費の請求事務につきましては、これまで、全国介護保険担当者会議等において説明を行ってきたほか、4月27日付け老人保健課事務連絡により、「介護給付費請求事務の解説と記載例」を送付申し上げたところですが、円滑な請求事務の確保のためには、5月の連休期間中を含め、関係機関の緊密な連携体制を確保しておくことが必要と考えられます。

つきましては、各都道府県介護保険主管課（室）担当官におかれましては、下記につき、御了知いただくとともに、管下市町村への周知など御協力方よろしくお願いいたします。

#### 記

1. 5月1日（月）から5月10日（水）までの間、厚生省においては、担当職員が職場で待機し、介護報酬及び介護給付費の請求に係る相談、連絡等に対応できる体制を確保する。
2. 都道府県においては、厚生省による上記の対応体制を管下市町村等関係機関に連絡するとともに、厚生省と連携して即応すべきトラブル等が発生した場合には、下記3. の電話を通じて当省に連絡するよう、周知する。
3. 同期間においては、これらの相談、連絡等に対応できるよう、専用回線を設置する。専用回線電話の番号は、次の2つとする。
  - ① 03-3505-1910（介護報酬など）
  - ② 03-3503-2156（介護給付費の請求など）